

様式8

退院後支援計画の作成について

患者氏名 _____ 様

- 退院後に患者さんが自分らしい生活を安心して送れるよう、患者さんの同意があった場合に、入院中から行政機関が病院の職員と協力して退院後の支援の計画を作成することができます。
- 計画の作成に関して、病院には退院後生活環境相談担当者の選任やアセスメントの実施等ご協力をお願いします（別紙 病院の役割をご参照ください）。
- 退院後生活環境相談担当者を選任した場合は、速やかに北九州市保健福祉局精神保健・地域移行推進課に連絡をお願いします。
- 計画を作成する際には、患者さんや病院の職員、行政機関の職員、その他の支援者等で会議を開催しますので、場所の確保及び会議への参加等ご協力をお願いします。
- 計画は患者さんの希望で見直すことができます。病院に相談があった場合は、北九州市保健福祉局精神保健・地域移行推進課までご連絡ください。
- 患者さんが退院後に転居される場合は、本人の同意を得て転居先の行政機関に、作成した計画の内容や支援の経過をお知らせすることとしています。
- 退院後支援の同意はいつでも撤回していただくことが可能としています。病院に連絡があった際は、速やかに北九州市保健福祉局精神保健・地域移行推進課へご連絡ください。

説明日 年 月 日

《連絡先》

北九州市保健福祉局
精神保健・地域移行推進課
電話 093-582-2839
FAX 093-582-2425

【様式8 別紙】病院の役割

<p>退院後生活環境相談担当者の選任</p>	<p>(退院後生活環境相談担当者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 退院後の生活環境に関し、本人及びその家族等の相談支援を行う担当者。計画の作成等のための病院における取組の中心的役割を果たす。 <p>(精神保健福祉士、保健師、看護師、准看護師、作業療法士、社会福祉士等として精神障がいのある人に関する業務に従事した経験を有するもの)</p> <hr/> <p>(退院後生活環境相談担当者の役割)</p> <p>【入院時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退院後生活環境相談担当者として選任されたこと及びその役割について本人及び家族その他の支援者に説明 入院診療計画の立案に参画し、本人及び家族その他の支援者に説明 <p>【退院に向けた相談支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人及び家族その他の支援者からの相談対応 相談支援を行う場合に、主治医の指導を受け、本人の治療に関わる者との連携 経済的、福祉的サービス等の各種社会資源を利用するための支援 <p>【計画に関する業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人に、退院後の支援について検討を行う旨を説明し、北九州市保健福祉局精神保健・地域移行推進課と連携のもと計画作成について本人の同意を得る。 退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施(様式5) 本人の退院後の生活を想定して、保健所と協力し、入院中から通院先医療機関、行政関係者、地域援助事業者等による支援体制を形成していくための調整
<p>退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施</p>	<p>入院中の精神障がいのある人が地域に退院した後に必要な医療等の支援の内容を明らかにするための取組。</p> <p>原則として、実施時点で本人の治療に直接関わっている医療従事者が、多職種による協議を経て実施(様式5)</p>
<p>計画に係る意見書等の北九州市への提出</p>	<p>退院後支援ニーズに関するアセスメントの結果を踏まえ、計画に係る意見書(様式3、4)を記載し、アセスメントの結果とともに北九州市保健福祉局精神保健・地域移行推進課に提出する。</p>
<p>本人の退院後の居住地に関する保健所への連絡</p>	<p>支援対象者の退院後の居住地が入院前の居住地から変更になることを把握した場合は、速やかに北九州市保健福祉局精神保健・地域移行推進課又は各区精神保健福祉相談員に連絡。住所不定の場合、居住地を確定するために必要な援助を行う。</p>
<p>会議への参加</p>	<p>計画作成の会議に支援関係者として出席するとともに、場所の確保等必要に応じて支援。(会議出席者例：主治医、退院後生活環境相談担当者、担当看護職員等)</p>